

# 《 事務所ニュース 2022年11月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 在職定時改定について（年金受給者）

在職中の老齢厚生年金の受給者の方は、これまで資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ在職中の期間を追加し、年金額が改定されていましたが、令和4年度から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度（在職定時改定）が導入されました。

このため、令和4年9月1日（基準日）に在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者の方は、65歳到達日から令和4年8月までの被保険者期間を追加して、令和4年10月分から年金額が改定されます。

この年金額改定のお知らせ（支給額変更通知書）を11月上旬に送付されますのでご確認ください。

## 社会保険の勤務期間要件の取り扱い変更

（1）雇用期間が2カ月以内の場合における取り扱いが変更になります

これまでは、2カ月以内の期間を定めて雇用される方は健康保険・厚生年金保険の適用除外とされていましたが、令和4年10月以降は、当初の雇用期間が2カ月以内であっても、以下（ア）または（イ）に該当する方は、雇用期間の当初から健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。

（ア）就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新される旨」、または「更新される場合がある旨」が明示されている場合

（イ）同一事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が、更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

※ただし、上記（ア）または（イ）に該当する場合であっても、2カ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて使用しないことについて、労使双方が書面による合意をしているときは被保険者に該当しないことと取り扱います。

（2）短時間労働者の勤務期間要件が一般の被保険者と同様になります

令和4年10月から、短時間労働者の適用要件の1つである「勤務期間1年以上」の要件が撤廃され、短時間労働者の勤務期間要件は一般の被保険者と同様になりました。

令和4年9月まで「勤務期間1年以上」の要件を満たさないことのみにより健康保険・厚生年金保険の被保険者となっていない従業員のうち、上記（1）に該当する場合は、令和4年10月1日から被保険者になりますので、事務センター等へ「被保険者資格取得届」等をご提出ください。

## 毎月の社会保険料額等の情報をオンラインで受領・確認できるサービスの開始

令和5年（2023年）1月から、毎月の社会保険料額等の情報をオンラインで受領・確認できるサービスの開始を予定しています。電子申請を利用されている方は、サービス開始後、すぐにご利用いただけます。

●メリット1 オンラインで情報を取得できる  
各種情報の受領・確認がオンライン上で完結するため、電話による郵送依頼や毎月の社会保険料額の確認は不要です。

●メリット2 早期に確認できる  
毎月の社会保険料額を納入告知書等が到着する前に確認できます。

●メリット データの取得がスムーズ  
電子申請に活用できる被保険者データをオンラインで取得できます。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス（月次・賞与・年末調整）

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談（老齢・障害・遺族）

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行